

**「かもめ児童クラブ」・「つばめ(村木)児童クラブ」
「ひばり児童クラブ」・「すずめ児童クラブ」のきまり**

放課後児童クラブが児童の安全を守り、みんなが楽しくのびのびと過ごす生活の場となるために、次の事項にご留意ください。

1 休日及び実施時間

(1) 休日

- ① 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- ② 12月29日から翌年の1月3日まで
- ③ その他施設等の都合の悪い日等

変更する場合は、事前に放課後児童支援員から連絡します。

(2) 実施時間

- ① 学期中(平日) 放課後から午後6時まで
- ② 学期中(土曜) 午前8時から午後6時まで
- ③ 長期休業中等 午前8時から午後6時まで
- ④ 早朝保育(長期休業中のみ) 午前7時30分から午前8時まで(土曜を除く)
- ⑤ 延長保育 午後6時から午後7時まで

2 利用登録の方法と利用料

登録方法	利用の仕方	利用料(予定)
通年利用	放課後、長期休業中とも利用	月額 4,000 円※
長期休業中のみの利用	夏休み・冬休み・春休み期間中のみ利用	夏休みのみ 7月 2,000 円、8月 5,500 円 冬休みのみ(12~1月) 2,000 円 春休みのみ(3~4月) 2,000 円
一時的保育	月5回以下の利用 (利用の1週間前までにセンターに申してください)	1日 200 円 月の上限額 1,000 円 ただし長期休業中は1日 400 円、 月の上限額 2,000 円
早朝保育	午前7時30分から午前8時までの利用 (利用の1週間前までにセンターに申してください)	1日 100 円 8月の上限額 1,000 円
延長保育	午後6時以降の利用 (利用の1週間前までにセンターに申してください)	1日 200 円 月の上限額 2,500 円

※利用時間が長い8月のみ 5,500 円となります。

※申請により月額料金を 1,500 円(8月 2,000 円、冬休み等 1,000 円)に減額する制度があります。(母子家庭等で児童扶養手当や就学援助費の支給を受ける方等。詳しくはお問い合わせください。)

3 利用の休止・欠席、利用登録方法の変更

病気等で欠席する場合や通院・習い事等で外出する必要がある場合は、保護者から放課後児童支援員に必ず連絡してください。

下校時間や家族の勤務状況の変更により1か月間以上放課後児童クラブの必要がなくなる場合や、利用登録方法を変更する場合は、前月末までに届け出てください。

4 帰宅方法

原則として、クラブ終了時間前までに保護者の迎えをお願いします。

帰宅方法及び帰宅時間を変更する場合は、放課後児童支援員に知らせてください。

5 その他

- ① 学校給食のない日は、弁当を持参させてください。
- ② 清潔に気をつけて、持ち物には必ず名前を記入してください。
- ③ 児童クラブでの活動は、支援員の指示に従い勝手な行動はとらないよう指導をしてください。不良行為が続く場合は退所とします。
- ④ 長期にわたり利用料を延滞した場合、退所していただく場合があります。
- ⑤ 連絡や打合せ等のために保護者会を開くことがあります。
- ⑥ 保護者等の勤務がない日には、自宅で下校を迎えてあげてください。
- ⑦ 登録児童数によっては、学年で居室が異なる場合があります。